破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０６８７号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目16―５―601
債務者　山本　麻衣
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６８８号
東京都八王子市大塚55―３―Ⅱ―308
債務者　西村　　学
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６９２号
東京都荒川区西尾久７丁目29―８―301
債務者　上野　光一
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６９３号
東京都杉並区天沼２丁目43―15
債務者　竹嶋　利和
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６９４号
東京都杉並区天沼２丁目43―15
債務者　竹嶋　幸子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６９８号
東京都葛飾区東四つ木４丁目44―12　共和コーポラスＣ―202
債務者　仲間　恵美
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７１７号
東京都杉並区天沼３丁目７―14―Ａ―102
債務者　中田　弥生
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７１８号
東京都中野区弥生町２丁目12―４―201
債務者　須藤　哲也
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７２０号
埼玉県蕨市北町５丁目４―29―402
債務者　白井　智架
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７２３号
東京都清瀬市中里１丁目1647―302
債務者　蕪木　　環
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７２５号
千葉県市川市原木３丁目17―22―202
債務者　栗原　美香
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７３４号
東京都江戸川区大杉５丁目13―17―203
債務者　杉本　正子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７３９号
東京都台東区三ノ輪１丁目28―３
債務者　飛松由妃子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７４５号
神奈川県川崎市幸区小倉１丁目９―５―306
債務者　町田　明紀
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７１３号
横浜市西区南幸２丁目16番１―714号
債務者　井上　一禎
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午後４時30分
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５１９号
大阪府八尾市長池町５―21―１　ファミーユ長池Ｂ0305、住民票上の住所大阪府八尾市若草町１番１―103号
債務者　坂本　　亮
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部